

令和2年度 宮城県日台企業遠隔商談会

参加規程

1 参加者の資格

台湾企業との技術提携、委託生産などを希望する、宮城県内に本店又は主要な拠点を有する企業・団体等

2 商品サンプル送付

必要な場合は各社手配をお願いいたします。

3 アンケート等

参加者は、主催者が成果把握等のために実施するアンケートへの回答にご協力いただきます。また、商談会終了後、定期的に、継続商談の状況について、アンケートや電話等により聞き取り調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

4 コロナウイルス感染症対策について

感染拡大状況に応じ、マスク着用、適切な距離の確保、手洗い・手指消毒、室内の換気、入室人数の制限、発熱等がある場合の参加自粛等の対応を行いますので、ご協力をお願いいたします。

5 負担内容

主催者負担：マッチング、会場、WEB会議システム機材、通訳、アドバイザー 等

参加企業負担：会場までの交通費、商談に使用するサンプル手配・輸送費、商談に伴う通信費及び機材（各自のパソコン等から参加する場合） 等

6 留意事項

・本案内に定めのない事項に関しては、県がその対応を決定するものとします。社会情勢等により内容が変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

・申込みの内容に虚偽の記載をした場合は、申込みを無効にすると同時に、参加をお断りします。

・参加申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談に参加することが県の信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。

・参加申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。

・参加者決定後のキャンセルは原則として認めません。ただし、キャンセルについて書面により主催者に申し出て、やむを得ない事情によると判断された場合には認めることがあります。また、キャンセルによって生ずる損害について、主催者は一切責任を負いません。

・商談全体の基本構成、マッチングは主催者にて決定いたします。ご希望に沿えない場合が

ございますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるサンプルについては、参加者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- ・ サンプルは国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。

7 免責規程

- ・ 天災、交通機関の乱れ、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う措置、現地の政情その他主催者の責任に帰する事のできない事由により事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、主催者は参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、発生した経費・損害を主催者が補填することは致しかねます。
- ・ 商談会中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、主催者は一切の責任を負いかねます。
- ・ 提出いただいた情報は、本事業運営及び今後の県事業検討のために利用します。なお、参加企業名及び事業概要等を、宮城県議会や報道機関等に公表することがあります。

8 規格外事項

本案内に定めのない事項が発生した場合、主催者と参加者が協議の上、対応を決定するものとしします。